



高齢者講習及び講習予備検査 (認知機能検査)の受け方



対象者	更新期間満了日の年齢が 75歳以上 の方	更新期間満了日の年齢が 70歳以上75歳未満 の方
受ける内容・時間等	<p>講習予備検査(認知機能検査) 検査内容 ・時間の見当識 (日付時間等をお聞きします) ・手がかり再生 (絵(イラスト)を見たあと何が描かれていたかをお聞きします) ・時計描画 (時刻を指定して時計を描いてもらいます) 所要時間30分</p> <p>高齢者講習(講習予備検査の結果に基づいて行います。) 座学実車等2時間30分 検査と講習合わせて計3時間 (小特免許のみの方は、講習が座学等1時間30分となり検査と合わせて2時間となります。)</p>	<p>高齢者講習のみ 座学・実車等3時間 (小特免許のみの方は、講習が座学等1時間30分となります。)</p>
講習・検査を受ける場所	県内にある 各指定自動車教習所	県内にある 各指定自動車教習所
受講(受検)方法	公安委員会から送付される「高齢者講習通知書 兼 講習予備検査(認知機能検査)通知書(高齢者講習等のご案内)」を受領後、希望する指定自動車教習所に 受ける日を電話予約 する	公安委員会から送付される「高齢者講習通知書(高齢者講習等のご案内)」を受領後、希望する指定自動車教習所に 受ける日を電話予約 する
受講(受検)期間	運転免許証の更新期間満了日(誕生日の1か月後)の6か月前から更新手続きを行う日までの間に受講する	運転免許証の更新期間満了日(誕生日の1か月後)の6か月前から更新手続きを行う日までの間に受講する
必要書類等	・ 高齢者講習通知書兼講習予備検査(認知機能検査)通知書(高齢者講習等のご案内) ・運転免許証	・ 高齢者講習通知書(高齢者講習等のご案内) ・運転免許証
手数料等	<p>検査料650円 講習料5,350円 合計6,000円 (小特免許のみの方は、検査料650円講習料 2,350円合計3,000円)</p>	<p>講習料5,800円 (小特免許のみの方は、講習料2,350円)</p>

注意する点	・ あらかじめ高齢者講習等を受けていないと運転免許証の更新はできません。
	・受講後に交付される「 高齢者講習終了証明書 」等は、運転免許証の更新手続きの際に持参して下さい。
	・運転免許証の更新をしない場合は、講習等を受ける必要はありません。

以下に該当する場合、高齢者講習を受ける必要がありません。ただし、75歳以上になる方は講習予備検査は受ける必要があります。


・ **特定任意高齢者講習(簡易)**、 **特定任意高齢者講習(シニア)** 又は **運転免許取得者教育(高齢者講習と同等なもの)** を有効期限を迎える**6か月以内**に受講した方は、高齢者講習を受講する必要はありません。なお、**の講習は山形県では現在行っていません。**

特定任意高齢者講習(簡易) (手数料1,400円、講習時間1時間)を受講するには、**先ずチャレンジ講習** (手数料2,750円)を受講し、**合格**すること(**受講結果確認書の交付**)が必要です。なお、75歳以上になるかたは、講習予備検査の結果が**記憶力・判断力に心配のない者**と判定された方のみ受けることが出来ます。
「チャレンジ講習」とは、指定自動車教習所のコースにおいて、普通自動車を使用して実技講習を行い、加齢に伴って生じる身体機能の低下が運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて確認を受けるものです。影響を及ぼしていないと確認された方には「チャレンジ講習受講結果確認書」が交付されます。

他のHPへのリンク	講習予備検査(認知機能検査)の詳しい内容をお知りになりたい方は、 ここをクリックして下さい。	講習予備検査(認知機能検査)に関するインターネットテレビ(動画)については、 ここをクリックして下さい。
-----------	--	--

高齢者講習関係について、詳しくお知りになりたい方は、下記まで連絡下さい。

〒994-0068 山形県天童市大字高揃1300 山形県総合交通安全センター

 山形県警察本部 交通部 運転免許課 運転教育係
電話 (023) 655-2150